平成２１年（フ）第２９２７号
福岡市城南区友泉亭８番24号
債務者　佐藤　啓次
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９３５号
福岡県春日市惣利５丁目11番地アドバンスハウストラスト26・C103号
債務者　高月　　清
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９３６号
福岡県春日市惣利５丁目11番地アドバンスハウストラスト26・C103号
債務者　高月架寿美
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９４５号
福岡市城南区田島４丁目11番16―３号
債務者　柴山マルレーンこと　ＳＨＩＢＡＹＡＭＡ　ＭＡＲＬＥＮＥ　ＣＵＮＡＮＡＮ
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９５９号
福岡県糟屋郡志免町大字別府271番地１
コーポラス別府204号
債務者　花田　　剛
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９６３号
福岡市南区弥永団地20番202号
債務者　大群　年明
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９６５号
福岡市東区箱崎２丁目９番６号
債務者　浦塚　信弘
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９６６号
福岡市南区西長住３丁目７番２号
債務者　豊永　義寛
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９７４号
福岡県前原市前原北４丁目16番７号
債務者　小田恵美子
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９７７号
福岡市博多区吉塚１丁目４番54―201号
債務者　居村めぐみ
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９７８号
福岡市南区清水１丁目22番24号
債務者　今住　浩三
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９８３号
福岡市早良区早良５丁目13番３―202号
債務者　山崎　徳彦
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９９２号
福岡市南区柳河内２丁目６番63号
債務者　門司　光子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９９９号
福岡市早良区城西３丁目12番19号
債務者　鷹島　夢花
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３００２号
福岡県筑紫野市二日市北８丁目16番１号
債務者　佐々木順一
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３００５号
福岡市東区香住ヶ丘６丁目22番17号
債務者　末石　美和
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０１１号
福岡市東区舞松原１丁目12番17号
債務者　石井　友子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０１８号
福岡市南区屋形原１丁目35番24号
債務者　新原　陽子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部